

議案第48号

養護老人ホーム長生園組合規約の変更について

地方自治法第286条第1項の規定により、養護老人ホーム長生園組合規約（昭和27年指令地第1104号）の一部を次のとおり変更することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

平成28年2月22日提出

山陽小野田市長 白井博文

養護老人ホーム長生園組合規約の一部を改正する規約

養護老人ホーム長生園組合規約の一部を次のように改正する。

第18条に次の1項を加える。

- 2 組合の解散に伴う事務の承継並びに決算の審査及び認定については、組合市が議会の議決を経て行う協議をもって定める。

附 則

この規約は、山口県知事の許可のあった日から施行する。

議案第48号参考資料

養護老人ホーム長生園組合規約新旧対照表

改正後	改正前
<p>(組合の解散)</p> <p>第18条 組合が解散した場合の組合財産は、組合市が負担した施設設備費の負担割合により処分するものとする。</p> <p><u>2 組合の解散に伴う事務の承継並びに決算の審査及び認定については、</u> <u>組合市が議会の議決を経て行う協議をもって定める。</u></p>	<p>(組合の解散)</p> <p>第18条 組合が解散した場合の組合財産は、組合市が負担した施設設備費の負担割合により処分するものとする。</p>